

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和4年2月2日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）期間

令和4年2月16日から同月25日まで

2 公売の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

3 公売の方法

期間入札

4 開札及び最高価申込者決定の日時

令和4年3月1日 午前10時00分

5 開札及び最高価申込者決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室小会議室3

6 売却決定の日時

令和4年3月22日 午前10時00分

7 売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室小会議室3

8 買受代金の納付期限

令和4年3月22日 午後2時30分

9 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条並びに第108条第1項各号及び第5項各号の該当者は、買受人となることはできません。

10 公売財産上の質権者，抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権，抵当権，先取特権，留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は，売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

11 公売財産の表示，公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

12 その他事項

- (1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は，本市へ入札書等の書類を請求してください。所定の手続が必要です。
- (2) 入札者等（その者が法人である場合は，その役員）は，国税徴収法第99条の2の規定により，暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を提出しなければ入札をすることができません。
- (3) 公売保証金を納付した後でなければ入札に参加できません。
- (4) 公売保証金及び買受代金は，直接又は本市から送付する専用の納付書により金融機関の窓口での納付によるものとします。
- (5) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し，その者の入札価額をもって売却決定を行います。

また，見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合は，その入札者の中で追加入札を行い，追加入札の価額がなお同額の場合は，くじで最高価申込者を決定します。

ア 追加入札の方法

期間入札

イ 追加入札の期間

令和4年3月3日から同月7日まで

ウ 追加入札の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

エ 追加入札開札及び最高価申込者決定の日時

令和4年3月11日 午前10時00分

オ 追加入札開札及び最高価申込者決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室小会議室3

カ 追加入札売却決定の日時

令和4年4月1日 午前10時00分

キ 追加入札売却決定の場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎1階 納税室小会議室3

ク 追加入札買受代金の納付期限

令和4年4月1日 午後2時30分

- (6) 上記6及び12(5)の売却決定の日時まで、国税徴収法第106条の2の規定による調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。
- (7) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (8) 最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）若しくは自己の計算において最高価申込者等に入札をさせた者について、国税徴収法第108条第1項各号及び第5項各号に該当することが認められた場合は、その入札がなかったものとし、最高価申込者等とする決定を取り消します。
- (9) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (10) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (11) 本市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (12) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (13) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、市税事務所納税室納税第1～第6担当及び収納対策担当（高額徴収担当）に備え付けています。

(14) その他については、京都市期間入札公売参加の手引きによります。

なお、その内容については、行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）のホームページ「京都市の公売」で閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財6

2 見積価額

7,380,000円

3 公売保証金

740,000円

4 公売財産の表示

公売財産(1) 土地

所 在 京都市伏見区桃山町泰長老

地 番 93番33

地 目 宅地

地 積 65.39㎡

公売財産(2) 建物

(一棟の建物の表示)

所 在 京都市伏見区桃山町泰長老 93番地17, 93番地32,
93番地33, 93番地34

構 造 木・鉄骨造ルーフィング葺2階建

床面積 1階 162.23㎡

2階 145.30㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 泰長老 93番33

種 類 居宅・店舗

構 造 木・鉄骨造ルーフィング葺2階建

床面積 1階 39.14㎡

2階 35.10㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、京阪電車宇治線「観月橋」駅から道路距離で約0.1km北東方、近畿日本鉄道京都線「桃山御陵前」駅から道路距離で約0.9km南東方、JR西日本奈良線「桃山」駅から道路距離で約0.8km南西方に位置しています。
- (2) 公売財産(1)は、間口約3.7m、奥行約17mの長方形地であり、南側約3.7mが幅員約15mの両側歩道付舗装府道に概ね等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されています。
- (3) 公売財産(2)は、昭和53年6月頃に建築された、4個の専有部分で構成される区分所有建物のうちの1個で、東から数えて2個目に位置しています。壁を共有するいわゆる縦割長屋であり、一棟の建物を縦に割った各戸を専有部分とし、その敷地はそれぞれ単独所有されています。なお、昭和56年6月の新耐震設計法施行前の建築物のため、耐震診断の有無は不明です。
- (4) 公有財産(2)は、1階北西部に未登記の増築部分(約5㎡)が存在します。

6 法的規制、利用状況等

- (1) 近隣商業地域、準防火地域、指定建蔽率80%、指定容積率300%、15m第4種高度地区、日影規制(二)、山ろく型建造物修景地区 伏見・山科地区、屋外広告物沿道型第2種地域、屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその他の隣接区域、居住誘導区域、近郊整備区域、宅地造成工事規制区域
- (2) 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地(伏見城跡)に該当しています。
※ 周知の埋蔵文化財包蔵地に関する届出についての問合せ先
京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
TEL: 075-222-3130
- (3) 公有財産(2)の現況は事務所ですが、令和3年12月現在、利用されていません。
- (4) 公売財産(2)の1階は、顧客受付等のカウンターを設置した事務所仕様です。北東部にあったと推察される風呂は撤去され、倉庫として利用されています。また、北西部にあったと推察されるキッチンシンクは撤去され、簡易シンクが設置されています。さらに、5(4)の未登記の増築部分には、トイレ及び手洗い場が設置されています。
- (5) 公売財産(2)の1階床は、竣工当初から床面が下げられており(推定30cm～40cm程度)、中央部やや奥及び東側に1つつ下水枘が確認できる状態です。

- (6) 公売財産(2)の2階は、北側に襖を開放して1部屋として利用できる洋室2部屋、南側に洋室1部屋があります。いずれの部屋も床はフローリングですが、押入れや鴨居があることから改修前は和室であったと推察されます。
- (7) 公売財産(2)は、事務所で使用されていたカウンター、机、椅子等の動産が残置されています。
- (8) 公有財産(2)は、事務所として利用されており、同種の用途や厨房設備を必要としない業種であれば継続して利用可能な状態ですが、今後の用途に応じて、外構や設備等について相応の改修等が必要と推定されます。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は、隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は、所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産(1)及び(2)は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

TEL：075-222-4104

（市税事務所納税室）